FP	1級	応用

F11

* 1 9 F 1 1 1 2 0 5 *

2026年度　９月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定

1級 学科試験
＜応用編＞

実 施 日◆2026年９月13日（日）

試験時間◆13：30～16：00（150分）

★ 注 意 ★

１．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
２．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
３．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
４．試験問題については、特に指示のない限り、2026年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
５．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
６．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
７．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
８．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後５時 30 分以降、当会のホームページに掲載します。
（https://www2.kinzai.or.jp/answer/）
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。
上記の URL に直接アクセスしてください。

模範解答

○10 月 27 日（火）10 時以降（予定）、受検申請時にご利用いただいたマイページで合否および一部合格番号の確認ができます。合否に関する書類の発送はございません。
マイページログイン URL(https://ijuken.com/fp_exam/user/kinzai/public/login/)

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会
〒160-8529　東京都新宿区荒木町2-3　TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

１．試験問題については、特に指示のない限り、2026年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

２．応用編の問題は、**【第１問】**から**【第５問】**まであります。

３．各問の問題番号は、「基礎編」(50問) からの通し番号になっています。

４．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

５．解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問51》～《問53》）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の役員であるＡさん（64歳）は、妻Ｂさん（61歳）との２人暮らしである。Ａさんは、65歳以後も引き続きＸ社に役員として勤務する予定であり、公的年金の受給開始時期について検討している。また、年金額がどのように改定されるのかについても知りたいと思っている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。Ａさんおよび妻Ｂさんに関する資料は、以下のとおりである。

〈Ａさんおよび妻Ｂさんに関する資料〉

(1)　Ａさん（本人）

・1961年12月８日生まれ、64歳

・公的年金の加入歴

1981年12月から1984年３月までの大学生であった期間（28月）は国民年金に任意加入していない。

1984年４月から現在に至るまで厚生年金保険の被保険者である（厚生年金基金の加入期間はない）。

・全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。

(2)　Ｂさん（妻）

・1964年10月15日生まれ、61歳

・公的年金の加入歴

1983年４月から1996年３月まで厚生年金保険の被保険者である（厚生年金基金の加入期間はない）。

1996年４月から60歳に達するまで国民年金の第３号被保険者である。

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Ｂさんは、Ａさんと同居し、現在および将来においても、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんおよび妻Ｂさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問51》　Ｍさんは、Ａさんに対して、在職老齢年金や公的年金の繰下げ支給について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～⑦に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈在職老齢年金〉

Ⅰ　「厚生年金保険の被保険者に支給される老齢厚生年金は、その受給権者の老齢厚生年金の報酬比例部分の額に基づく基本月額と総報酬月額相当額との合計額が（　①　）万円（支給停止調整額、2026年度価額）を超える場合、報酬比例部分の額の一部または全部が支給停止となります。総報酬月額相当額とは、受給権者である被保険者の標準報酬月額とその月以前の１年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額との合計額です。

　標準報酬月額は、７月１日において厚生年金保険の被保険者である場合、定時決定により、原則として、（　②　）月から□□□月までの間に受けた報酬月額の平均を厚生年金保険法の標準報酬月額等級表に当てはめて決定され、その年の（　③　）月から翌年□□□月までの各月に適用されます。また、標準賞与額は、年３回以下で支給される賞与額の1,000円未満を切り捨てた金額で、厚生年金保険の標準賞与額の上限は、賞与を受けた月ごとに（　④　）万円です」

〈在職定時改定・退職改定〉

Ⅱ　「65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、基準日において厚生年金保険の被保険者である場合、毎年の基準日が属する月前の被保険者期間を算入して年金額を再計算し、基準日の属する月の翌月である（　⑤　）月分から年金額が改定されます。これを『在職定時改定』といいます。

　また、厚生年金保険の被保険者である老齢厚生年金の受給権者が、退職により被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者とならずに被保険者の資格を喪失した日から（　⑥　）カ月が経過した場合、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者期間を算入して年金額を再計算し、退職日から（　⑥　）カ月を経過した日の属する月分から年金額が改定されます。これを『退職改定』といいます」

〈公的年金の繰下げ支給〉

Ⅲ　「Ａさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金と老齢厚生年金について繰下げ支給の申出をすることができます。繰下げによる年金額の増額率は、申出を行う時期によって異なり、Ａさんが75歳以後に繰下げ支給の申出をすると、適用される増額率は（　⑦　）％となり、最大となります。なお、老齢厚生年金について繰下げ支給の申出をする場合、在職老齢年金の仕組みにより支給停止となる部分については繰下げによる増額の対象となりません」

《問 52》 Ｍさんは、Ａさんに対して、公的年金の年金額の改定について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～⑤に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「公的年金の年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定が行われます。原則として、新規裁定者である（　①　）歳到達年度前の受給権者の年金額は、名目手取り賃金変動率を基準として改定され、既裁定者である（　①　）歳到達年度以後の受給権者の年金額は、物価変動率を基準として改定されます。ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、新規裁定者、既裁定者ともに（　②　）に基づいて改定されます。

また、現在、年金額の改定にあたっては、『（　③　）スライド』が適用されています。『（　③　）スライド』は、将来の年金受給者となる現役世代の過重な負担を回避するという観点から、年金の給付水準を調整する仕組みであり、具体的には、『公的年金被保険者総数の変動率』と『平均余命の伸び率を勘案した率』によって算出された『スライド調整率』による調整が行われます。なお、2025年の年金制度改正法により、2026年度から2030年度までの厚生年金（報酬比例部分）の年金額の改定において適用される『スライド調整率』には、従来の方法により算出される調整率と比較して、調整する割合が（　④　）分の１となるように軽減した調整率（経過的軽減調整率）が用いられます。そのため、2026年度の年金額の改定では、国民年金（基礎年金）と厚生年金（報酬比例部分）とで異なる『スライド調整率』が適用されています。

2026年度の年金額の改定に用いられる名目手取り賃金変動率は2.1％、物価変動率は3.2％であり、2026年度の『（　③　）スライド』による調整が、国民年金（基礎年金）では□□□％、厚生年金（報酬比例部分）では□□□％であったことから、2026年度の年金額は、前年度の年金額と比較して、国民年金（基礎年金）では1.9％増、厚生年金（報酬比例部分）では2.0％増の改定となりました。

なお、年金額の改定は、老齢基礎年金では法定額である78万900円に乗じる改定率を改定することにより、老齢厚生年金では標準報酬月額、標準賞与額に乗じる（　⑤　）を改定することにより行われます」

《問 53》 Ａさんが、65 歳以後も厚生年金保険の被保険者としてＸ社に勤務する場合、Ａさんが原則として 65 歳から受給することができる公的年金の老齢給付について、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。また、年金額の端数処理は、円未満を四捨五入すること。

なお、計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんおよび妻Ｂさんに関する資料〉および下記の〈条件〉に基づき、年金額は2026年度価額、在職老齢年金の仕組みによる支給調整は2026年度価額の支給停止調整額に基づいて計算するものとし、在職定時改定は考慮しないものとする。

① 老齢基礎年金の年金額はいくらか。

② 在職老齢年金の仕組みによる支給調整後の老齢厚生年金の年金額（本来水準による価額）はいくらか。

〈条件〉

(1) 厚生年金保険の被保険者期間（65歳到達時）

・総報酬制導入前の被保険者期間 ： 228月

・総報酬制導入後の被保険者期間 ： 284月

(2) 平均標準報酬月額および平均標準報酬額

（65歳到達時、2026年度再評価率による額）

・総報酬制導入前の平均標準報酬月額 ： 340,000円

・総報酬制導入後の平均標準報酬額 ： 500,000円

(3) 報酬比例部分の給付乗率

・総報酬制導入前の乗率 ： 1,000分の7.125

・総報酬制導入後の乗率 ： 1,000分の5.481

(4) 経過的加算額

$$1{,}766\text{円}\times\frac{\text{被保険者期間の月数}}{}-\square\square\square\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

※「□□□」は、問題の性質上、伏せてある。

(5) 加給年金額

423,700円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(6) 総報酬月額相当額

590,000円

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問54》～《問56》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（34歳）は、Ｘ社株式（東京証券取引所上場銘柄）、投資信託Ｙおよび投資信託Ｚを保有している。Ａさんは、現在の保有資産の状況を確認したうえで、新たに債券にも投資したいと考えており、具体的には、W社債（国内債券）および米国国債（米ドル建債券）への投資を検討している。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ｘ社の財務データ等〉　（単位：百万円）

		2026年３月期
資産の部合計		450,000
内訳	流動資産	80,000
	固定資産	370,000
負債の部合計		170,000
内訳	流動負債	55,000
	固定負債	115,000
純資産の部合計		280,000
内訳	株主資本合計	168,000
	その他の包括利益累計額合計	100,000
	非支配株主持分	12,000
売上高		189,000
売上総利益		23,000
営業利益		13,500
営業外収益		5,000
内訳	受取利息	200
	受取配当金	4,000
	その他	800
営業外費用		900
内訳	支払利息	400
	その他	500
経常利益		17,600
親会社株主に帰属する当期純利益		14,500
配当金総額		6,400
発行済株式総数		80百万株

〈投資信託Ｙおよび投資信託Ｚの実績収益率・標準偏差・相関係数〉

	実績収益率	標準偏差	投資信託Ｙと投資信託Ｚの相関係数
投資信託Ｙ	16.95％	11.00％	0.50
投資信託Ｚ	15.45％	10.00％	

〈W社債に関する資料〉

・債券の種類　：　固定利付債
・購入価格　　：　90.60円（額面100円当たり）
・表面利率　　：　0.28％
・残存期間　　：　５年
・償還価格　　：　100円（額面100円当たり）

〈米国国債に関する資料〉

・債券の種類　：　割引債
・購入価格　　：　75.00米ドル（額面100米ドル当たり）
・表面利率　　：　0.00％
・残存期間　　：　８年
・償還価格　　：　100.00米ドル（額面100米ドル当たり）
・為替レート（１米ドル当たり）

	TTS	TTM	TTB
購入時	160.00円	159.50円	159.00円
償還時	157.00円	156.50円	156.00円

※W社債と米国国債は、いずれも既発債であり、特定公社債に該当する。
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問54》 《設例》の〈Ｘ社の財務データ等〉に基づいて、Ｍさんが、Ａさんに対して説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、計算結果は表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。

〈ROE、配当性向〉

Ⅰ 「Ｘ社のROEは（ ① ）％です。ROEは、株主が出資した資金で企業がどれだけの利益を上げたのかを示す指標であり、一般に、この数値が高いほど資本効率性が高いと判断されます。

また、Ｘ社の配当性向は（ ② ）％です。配当性向は、配当金に基づいて株主への利益還元の度合いを示す指標ですが、株主への利益還元の方法には、自社株買いや株主優待制度の実施などもありますので、株式への投資・保有を検討する際は、企業のＩＲ等で株主還元方針についても確認しておくとよいでしょう」

〈財務の安全性を測る指標〉

Ⅱ 「Ｘ社の流動比率は（ ③ ）％です。一般に、流動比率が高いほど短期的な債務の返済能力が高いとされています。

一方、Ｘ社の固定比率は（ ④ ）％です。固定比率は100％以下が望ましいとされますが、100％を超えていたとしても、固定長期適合率が100％以下であれば、通常、財務の安全性に大きな問題があるとは考えません。固定長期適合率が100％を大きく超える場合には、財務の安全性に問題がある可能性がありますが、設備投資額が大きい製造業などでは、水準が高めになる傾向があります」

《問55》 《設例》の〈投資信託Ｙおよび投資信託Ｚの実績収益率・標準偏差・相関係数〉に基づいて、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。なお、シャープ・レシオについては、安全資産利子率を1.00%として計算すること。

① 投資信託Ｙのシャープ・レシオはいくらか。

② 投資信託Ｙと投資信託Ｚを６：４の割合で組み入れたポートフォリオの標準偏差はいくらか。

《問56》　Ｍさんは、Ａさんに対して、《設例》の〈W社債に関する資料〉および〈米国国債に関する資料〉に基づいて、債券の利回り等について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～⑤に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、計算結果は表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。

〈債券の利回り〉

Ⅰ　「債券投資による収益率を示す利回りには、単利計算による利回り（単利利回り）と複利計算による利回り（複利利回り）があります。また、債券の利回りは、発行時における取得かどうか、満期まで保有するかどうかなど、所有する期間に応じて、応募者利回りや所有期間利回り、最終利回りなどに分類されます。

仮に、ＡさんがW社債を購入した場合、税金等を考慮しなければ、最終利回り（年率、単利利回り）は（　①　）％となります。また、ＡさんがW社債を購入し、３年後に額面100円当たり97.20円で売却した場合の所有期間利回り（年率、単利利回り）は、税金等を考慮しなければ、（　②　）％となります。なお、国内の債券市場では、債券の利回りは単利利回りで表示されることが一般的です。ただし、米国国債のような外貨建債券の利回りは複利利回りで表示されることが多くなっています。

また、外貨建債券の購入を検討する際は、為替変動リスクについても考慮したほうがよいでしょう。仮に、Ａさんが、現在投資を検討している米国国債について、円貨を米ドルに交換して購入し、償還時に償還金を円貨に交換して受け取る場合の最終利回り（年率、１年複利利回り）は、税金等を考慮しなければ、（　③　）％となり、購入時に適用される為替レートと償還時に適用される為替レートが同一であった場合と比較して、利回りは低くなります」

〈割引債に係る課税〉

Ⅱ　「割引債には、利付債の元本部分と利子部分が切り離され、それぞれが割引債（ゼロクーポン債）として販売される（　④　）債があり、米国国債の（　④　）債がその代表例です。仮に、Ａさんが特定口座（源泉徴収あり）で、現在投資を検討している米国国債を購入して満期まで保有した場合、その償還時に生じた償還差益（為替差損益を含む）は、（　⑤　）所得として所得税の課税対象となります」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問57》～《問59》）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務するＡさん（60歳）は、妻Ｂさん（55歳）、長女Ｃさん（24歳）および長男Ｄさん（21歳）との４人暮らしである。

Ａさんは、2026年２月に定年を迎えた後も、再雇用制度により引き続きＸ社に勤務しており、2026年中にＸ社から退職金の支給を受けるとともに、確定拠出年金の個人型年金の老齢給付金を一時金として受け取っている。また、2026年中に地震により所有する自宅の一部に損害を受けたため、雑損控除の適用を受けたいと考えている。

Ａさんの家族および2026年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん　　（60歳）：会社員。
妻Ｂさん　（55歳）：専業主婦。2026年中の収入はない。
長女Ｃさん（24歳）：大学院生。2026年中の収入はない。
長男Ｄさん（21歳）：大学生。2026年中にアルバイトにより給与収入100万円を得ている。

〈Ａさんの2026年分の収入等に関する資料〉

Ⅰ．給与所得に関する事項

Ｘ社から支給を受けた給与に係る収入金額　：　875万円

Ⅱ．退職所得に関する事項

① Ｘ社から支給を受けた退職金

支給額　　：　2,260万円
支給月　　：　2026年３月
勤続年数　：　37年11カ月（勤続期間：1988年４月１日～2026年２月28日）

② 確定拠出年金の個人型年金の老齢給付金

支給額　　：　540万円
支給月　　：　2026年６月
加入年数　：　11年５カ月（加入期間：2015年１月～2026年５月）
掛金拠出額累計　：　290万円

※支給額は、いずれも2026年において収入すべき金額であり、所得税および復興特別所得税、住民税が源泉徴収等される前の金額である。

※Ａさんは、確定拠出年金の個人型年金の加入期間において、毎月掛金を拠出していた。

※Ａさんは、支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

Ⅲ．譲渡所得に関する事項

金地金（現物）の譲渡による所得

譲渡価額　　：605万円

取得費および譲渡費用　：180万円

所有期間　　：2021年５月10日～2026年９月10日

Ⅳ．地震による損害額と保険金等に関する事項

自宅に生じた損害金額　：260万円（下記の災害関連支出の金額は含まれていない）

災害関連支出の金額　　：　80万円

地震保険からの保険金　：100万円

Ⅴ．Ａさんが2026年中に支払った生命保険の保険料に関する事項

① 終身保険

契約年月　　：2020年４月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者　：Ａさん

死亡保険金受取人　　：妻Ｂさん

年間正味払込保険料　　：18万円（注１）

（注１）全額が一般の生命保険料控除の対象となる保険料に該当する。

② 終身介護保険（死亡保障なし）

契約年月　　：2025年４月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者　：Ａさん

介護保険金受取人　　：Ａさん

年間正味払込保険料　　：９万円（注２）

（注２）全額が介護医療保険料控除の対象となる保険料に該当する。

※妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび長男Ｄさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。

※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2026年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問57》　雑損控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「雑損控除は、納税者が有する一定の資産または納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で総所得金額等が□□□万円以下である者が有する一定の資産について、災害等による損失が生じた場合に、納税者のその年分の総所得金額等から当該損失の金額に基づいて計算した一定の金額を控除することができる所得控除です。

雑損控除の対象となるのは、棚卸資産もしくは事業用固定資産等または生活に通常必要でない資産のいずれにも該当しない資産であり、例えば、貴金属、書画、骨董などのうち、1個または1組の価額が（　①　）万円を超える資産は対象となりません。

雑損控除の控除額は、『損失の金額－総所得金額等×（　②　）％』と『損失の金額に含まれる災害関連支出の金額－（　③　）万円』のうち、いずれか多いほうの金額となります。なお、『損失の金額』には、雑損控除の対象となる資産について災害等により生じた損害金額のほか、災害等に関連したやむを得ない支出の金額が含まれますが、保険金等により補塡される部分の金額は除かれます。また、『災害関連支出の金額』とは、災害により損壊等した住宅家財等の取壊しや除去等のために支出した金額（保険金等により補塡される部分の金額を除く）をいいます。

所得控除は、まず雑損控除から行うこととされ、雑損控除の控除額が総所得金額等から控除しきれない場合には、その控除しきれない金額を、翌年以後、最長で（　④　）年間（特定非常災害により生じた損失の金額に係るものについては、最長で□□□年間）にわたり、各年分の総所得金額等から繰越控除することができます」

《問58》　《設例》の〈Ａさんの2026年分の収入等に関する資料〉に基づいて、Ａさんの2026年分の所得税における次の①～③をそれぞれ求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。なお、②の計算上、Ａさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。

①　退職所得の金額
②　給与所得の金額
③　総所得金額

〈資料〉給与所得控除額の速算表（一部抜粋）

給与等の収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
360	～	660	収入金額×20％＋44万円
660	～	850	収入金額×10％＋110万円
850	～		195万円

《問59》 前問《問58》を踏まえ、Ａさんの2026年分の所得税および復興特別所得税の申告納税額を計算した下記の表の空欄①～⑤に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

なお、Ａさんは、雑損控除の適用を受けるものとし、計算にあたっては、下記の〈資料〉を用いるものとする。また、記載のない事項については考慮しないものとし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（単位：円）

(a) 総所得金額		□□□
	雑損控除	（ ① ）
	社会保険料控除	□□□
	小規模企業共済等掛金控除	□□□
	生命保険料控除	（ ② ）
	地震保険料控除	□□□
	扶養控除	（ ③ ）
	基礎控除	□□□
(b) 所得控除の額の合計額		4,400,000
(c) 課税総所得金額（(a) － (b)）		□□□
(d) (c) に対する所得税額		（ ④ ）
(e) 差引所得税額（基準所得税額）		□□□
(f) 復興特別所得税額（(e) ×（ ⑤ ）%）		□□□
(g) 所得税及び復興特別所得税の申告納税額		183,600

〈資料〉所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5％	—
195	～	330	10％	97,500円
330	～	695	20％	427,500円
695	～	900	23％	636,000円
900	～	1,800	33％	1,536,000円
1,800	～	4,000	40％	2,796,000円
4,000	～		45％	4,796,000円

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問60》～《問62》）に答えなさい。

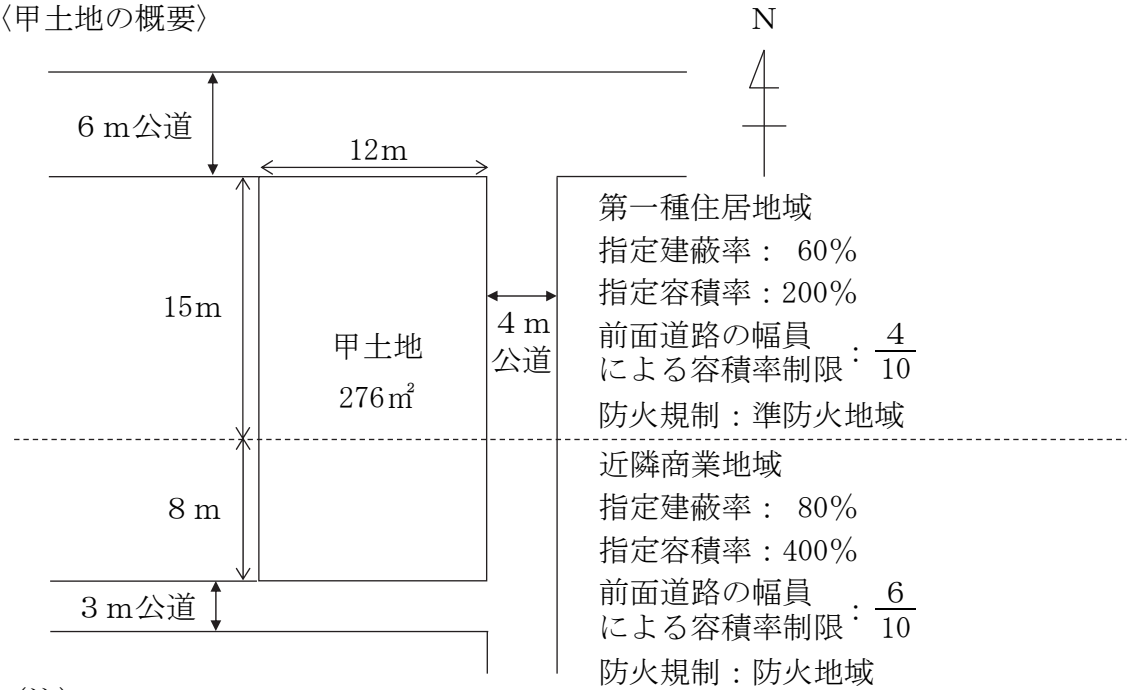
《設　例》

Ａさん（63歳）は、Ｋ市内にある自宅で妻と２人で暮らしている。自宅の建物は、Ａさんが父親から使用貸借により借り受けた甲土地の上に建築したものであり、建築後35年が経過し、所々に傷みが目立つようになってきた。Ａさんは、自宅について、建て替えるか、あるいは売却して駅前のマンションを購入するか悩んでいる。なお、甲土地は、父親の相続によりＡさんが６年前に取得している。

また、Ａさんは、甲土地以外に、父親が晩年を１人で過ごした実家も相続により取得しており、別荘として利用するため、取得後しばらくは定期的に通って建物や庭木の手入れをしていたが、県外にあって交通の便も悪く、最近では足が遠のいている。

甲土地の概要は、以下のとおりである。

〈甲土地の概要〉



（注）

・甲土地は276㎡の長方形の土地であり、第一種住居地域に属する部分は180㎡、近隣商業地域に属する部分は96㎡である。
・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
・幅員３ｍの公道は、建築基準法第42条第２項により特定行政庁の指定を受けた道路である。３ｍ公道の中心線は、当該道路の中心部にある。また、３ｍ公道の甲土地の反対側は宅地であり、がけ地や川等ではない。
・指定建蔽率および指定容積率は、それぞれ都市計画において定められた数値である。
・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問60》　甲土地上の第一種住居地域に属する部分と近隣商業地域に属する部分にまたがって耐火建築物を建築する場合、次の①および②に答えなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は㎡表示とすること。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

① 建蔽率の上限となる建築面積はいくらか。
② 容積率の上限となる延べ面積はいくらか。

《問61》　Ａさんが、下記の〈譲渡資産および買換資産に関する資料〉に基づき、2026年中に自宅を買い換えた場合、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は100円未満を切り捨てて円単位とすること。なお、Ａさんは、自宅の建物を取り壊して、甲土地のみを譲渡するものとし、本問の譲渡所得以外の所得や所得控除等は考慮しないものとする。

① 「特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用を受けた場合の譲渡所得の金額に係る所得税および復興特別所得税、住民税の合計額はいくらか。
② 「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用を受けた場合の譲渡所得の金額に係る所得税および復興特別所得税、住民税の合計額はいくらか。

〈譲渡資産および買換資産に関する資料〉

・譲渡資産の譲渡価額	：	7,500万円
・譲渡資産の取得費	：	不明
・譲渡費用	：	450万円
・買換資産の取得価額	：	6,900万円

《問62》 空家等に関する以下の文章の空欄①～⑦に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく空家等の取扱い〉

Ⅰ「空家となっている建物やその敷地が、適切な管理が行われていないことにより、(　①　)空家等に該当する場合、市町村長（特別区の区長を含む）は、その所有者等に対し、特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができます。また、指導をしてもなお状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、指導をした者に対し、特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な修繕、立木竹の伐採等の具体的な措置について（　②　）することができます。

なお、その（　②　）がされた（　①　）空家等の敷地の用に供されている土地は『住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例』の対象とならないため、本特例の適用を受けることができなくなった場合は、固定資産税額の増加が見込まれます」

〈低廉な空家等の売買の媒介に係る報酬額〉

Ⅱ「宅地建物取引業者と宅地や建物の売買について媒介契約を締結した依頼者は、売買が成立した場合、通常、報酬（仲介手数料）を支払うことになりますが、宅地建物取引業者が依頼者である売主および買主の一方から受けることができる報酬額には、売買代金に応じて上限が定められています。

例えば、消費税の課税事業者である宅地建物取引業者が、売買代金（消費税等相当額を除く）が400万円を超える宅地や建物の売買の媒介をした場合、報酬額の上限は、原則として、『売買代金（消費税等相当額を除く）×3.3％＋６万6,000円』の算式により計算した金額となります。ただし、低廉な空家等の売買の媒介の場合は、これによらず、(　③　) 万円の1.1倍相当額が上限となります。なお、低廉な空家等には、売買代金（消費税等相当額を除く）が（　④　）万円以下の宅地や建物が該当します」

〈低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（以下、「本控除」という）〉

Ⅲ「個人が都市計画区域内にある一定の低未利用土地等を（　⑤　）万円（低未利用土地等が市街化区域内にあるなど一定の場合には□□□万円）以下の金額（土地上にある建物等の譲渡の対価の額を含む）で譲渡した場合、本控除の適用を受けることにより、譲渡所得の金額の計算上、最高で（　⑥　）万円を控除することができます。本控除の適用にあたっては、低未利用土地等を譲渡した年の１月１日においてその所有期間が（　⑦　）年を超えていることや、譲渡した後に低未利用土地等の利用がされることなどの要件を満たす必要があります」

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問63》～《問65》）に答えなさい。

《設　例》

非上場会社のＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長であるＡさん（70歳）の推定相続人は、妻Ｂさん（72歳）と長男Ｃさん（45歳）の２人である。

ＡさんがＸ社の専務取締役である長男Ｃさんへの事業承継のため、必要な手続の確認を始めたところ、Ｘ社の創業メンバーの１人で、既に退職したＤさんが先月亡くなり、Ｄさんが所有していたＸ社株式を相続により取得したという知らせを、Ｄさんの娘のＥさん（48歳）から受けた。

Ｘ社に関する資料は、以下のとおりである。

〈Ｘ社の概要〉

(1) 業種　飲食料品小売業（従業員数24名）

(2) 資本金等の額　2,000万円（発行済株式総数40,000株、すべて普通株式で１株につき１個の議決権を有している）

(3) 株主構成

株主	Ａさんとの関係	所有株式数
Ａさん	本人	35,000株
Ｃさん	長男	3,500株
Ｅさん	第三者	1,500株

※Ｅさんは、Ｄさんの所有していたＸ社株式を相続によりすべて取得している。

(4) 株式の譲渡制限　あり

(5) Ｘ社株式の評価（相続税評価額）に関する資料

・Ｘ社の財産評価基本通達上の規模区分は「中会社の大」である。

・Ｘ社は、特定の評価会社には該当しない。

・比準要素の状況

比準要素	Ｘ社	類似業種
１株（50円）当たりの年配当金額	1.2円	5.6円
１株（50円）当たりの年利益金額	２円	38円
１株（50円）当たりの簿価純資産価額	400円	300円

※すべて１株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

・類似業種の１株（50円）当たりの株価の状況

課税時期の属する月の平均株価	430円
課税時期の属する月の前月の平均株価	428円
課税時期の属する月の前々月の平均株価	422円
課税時期の前年の平均株価	400円
課税時期の属する月以前２年間の平均株価	420円

(6) Ｘ社の資産・負債の状況

直前期のＸ社の資産・負債の相続税評価額と帳簿価額は、次のとおりである。

科　　目	相続税評価額	帳簿価額	科　　目	相続税評価額	帳簿価額
流動資産	10,800万円	10,800万円	流動負債	8,600万円	8,600万円
固定資産	31,800万円	25,800万円	固定負債	12,000万円	12,000万円
合　　計	42,600万円	36,600万円	合　　計	20,600万円	20,600万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問63》 長男Ｃさんが、現時点（2026年９月13日）においてＡさんの所有するＸ社株式を贈与により取得する場合、《設例》の〈Ｘ社の概要〉に基づき、Ｘ社株式の１株当たりの類似業種比準価額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。また、端数処理については、各要素別比準割合および比準割合は小数点第２位未満を切り捨て、１株当たりの資本金等の額50円当たりの類似業種比準価額は10銭未満を切り捨て、Ｘ社株式の１株当たりの類似業種比準価額は円未満を切り捨てること。

なお、Ｘ社株式の類似業種比準価額の算定にあたり、複数の方法がある場合は、最も低い価額となる方法を選択するものとする。

《問64》 長男Ｃさんが、現時点（2026年９月13日）においてＡさんの所有するＸ社株式を贈与により取得する場合、《設例》の〈Ｘ社の概要〉に基づき、Ｘ社株式の１株当たりの①純資産価額および②類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による価額を、それぞれ求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は円未満を切り捨てて円単位とすること。

なお、Ｘ社株式の相続税評価額の算定にあたり、複数の方法がある場合は、最も低い価額となる方法を選択するものとする。

《問65》　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）」（以下、「本特例」という）およびＸ社株式の売渡請求等に関する以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

〈非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）〉

Ⅰ　「本特例の適用を受けるためには、対象会社につき、策定した特例承継計画を都道府県知事に提出して、その確認を受け、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定を受ける必要があります。また、非上場株式等の贈与を受けた年分の贈与税の申告期限までに、納税猶予に係る贈与税の本税の額と納税猶予期間中の（　①　）税の額との合計額に相当する担保を提供する必要があります。なお、本特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供したときは、原則として、当該合計額に相当する担保の提供があったものとみなされます。

　また、本特例の適用を受ける後継者は、贈与の直前において対象会社の役員等の地位を有していることや贈与の時において対象会社の代表権を有していること、贈与の時において後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の（　②　）％超の議決権数を保有することとなることなどの要件を満たす必要があります」

〈Ｘ社株式の売渡請求〉

Ⅱ　「仮に、Ｘ社が、定款の定めにより、Ｄさんの相続によりＸ社株式を取得したＥさんに対し、Ｘ社株式の売渡請求をした場合、Ｅさんが譲渡することを望まなくても、Ｘ社株式を買い取ることができます。ただし、その売渡請求は、Ｘ社がＤさんの相続があったことを知った日から（　③　）年以内にしなければなりません。

　また、売渡請求に係る売買価格は、通常、Ｘ社とＥさんとの協議によって定めますが、売渡請求があった日から（　④　）日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることもできます。なお、売渡請求があった日から（　④　）日以内に協議が調わず、売買価格の決定の申立てもない場合、売渡請求の効力は失われます」

〈Ｘ社株式の取得および譲渡に係る課税〉

Ⅲ　「ＥさんがＤさんの相続により取得したＸ社株式は、相続税の課税対象となり、原則として、配当還元方式により評価されます。《設例》の〈Ｘ社の概要〉に基づくＸ社株式の１株当たりの配当還元価額は（　⑤　）円です。

　また、Ｅさんが、Ｄさんの相続について納付すべき相続税額があり、相続の開始があった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後（　⑥　）年を経過する日までの間にＸ社株式をＸ社に譲渡した場合、譲渡対価の額が譲渡したＸ社株式に対応する資本金等の額を超えたとしても、その超える部分の金額にみなし配当課税はされず、譲渡対価の全額を譲渡所得の収入金額とすることができます。この場合、Ｅさんは、所定の届出書を、Ｘ社を経由してＸ社の本店または主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります」

（終）